

ポスト・コロナ社会に向けた地域福祉活動応援助成申請にかかる審査基準

社会福祉法人 奈良県共同募金会

ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援助成申請にかかる審査については、「社会福祉法人奈良県共同募金会共同募金助成要綱（以下、「要綱」という。）及び「奈良県共同募金助成要領」及び「ポスト・コロナ社会に向けた地域福祉活動応援助成要領」によるほか、本審査基準の定めるところによる。

1. 要綱第3条助成対象事業の欠格要件(3)「事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業」に該当する具体的基準は以下のとおりとする。

- ① 前年度の決算書(財務諸表等) [*注1]の当期末支払資金残高[*注2]から申請年度の予算における年間事業活動費の3か月分を差し引いた額が助成対象事業費総額より低い場合。

[*注1] 各団体の財務諸表に該当する項目に読み替える。

[*注2] 当期末支払資金残高は流動資産と流動負債の差額（貯蔵品以外の棚卸資産、1年以内返済予定長期借入金等、引当金を除く）、すなわち、正味運転資金のことをいう。

- ② 上記①の算定にあたっては、当期末支払資金残高のうち、申請年度以後3年以内に支出する臨時的経費が含まれている場合、その経費を除外する。ただし、実施年度及び実施内容等を記した別紙の理由書及びその根拠資料（法人が策定した計画や会議資料等）を添付することにより、当該臨時的経費の支出計画を明確にすること。

2 助成決定にあたっては、下記の項目毎に評価したうえで、総合的な評価により、順位付けを行う。

- ① 地域課題を明確に捉え、その解決に資する事業を優先する。
- ② 先駆性のある事業を優先する。
- ③ 事業実施にあたり、他の団体・機関等と協働する団体を優先する。
- ④ 「社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業等の公的な制度の中で運営される社会福祉事業」を実施していない団体を優先する。
- ⑤ 令和2年度からの3年間に、奈良県共同募金会からの助成を受けていない団体を優先する。